

自動車関係諸税の簡素化・負担の軽減についての意見書

自動車は、公共交通機関が大都市圏ほど整備されていない地方においては、まさに国民生活必需品、生活の足であり、世帯で複数台の自動車を持たざるを得ない状況下では、自動車に係る税金が大都市圏と比べ大きな負担となっている。

自動車には取得・保有・走行の各段階で複雑な税負担がかけられており、多くの課題が残されている。そのため、社会保障と税の一体改革に伴う税制抜本改革法第7条に記された「安定的な財源を確保した上で、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行う」に沿って、確実な負担軽減措置を講じる必要があると考える。

また、自動車産業は地方の経済に加え多くの雇用を支える屋台骨であり、複雑な税制改正が繰り返されるようなことになれば、地方の活性化に逆行するものであり、ひいては日本経済全体の減退に繋がることを懸念するものである。

日本経済は各種経済指標が好転し、消費者物価が明確に上昇に転じる中、長らく続いたデフレから真に脱却できるか否かの転換期を迎えており、経済好循環の実現のためにも地方の活性化が急務となっている。

よって、平成28年度改正は、自動車関係諸税の見直しを実現すべきと考え、本議会は政府に対して、以下の内容について要望する。

記

地方の活性化に資するべく「簡素化・負担の軽減」に沿った見直しを行うこと

- (1) 自動車取得税及び自動車重量税の当分の間税率は、税制上の複雑さを解消し、負担軽減措置となるべく、見直すこと。
- (2) 平成28年4月実施予定の軽自動車税の「四輪経年車への重課」及び「二輪車への増税」は、平成27年度からの四輪車への増税直後であることから撤回の方向で見直すこと。
- (3) 自動車税制を更に複雑化させる消費税10%段階で自動車税及び軽自動車税への「環境性能課税」は、「公平・中立・簡素」の観点で見直すこと。
- (4) 平成28年3月末に期限を迎えるグリーン化特例は、負担軽減措置となるべく、見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

愛知県丹羽郡大口町議会

提出先

衆議院議長 大島理森

参議院議長	山崎正昭
内閣総理大臣	安倍晋三
総務大臣	高市早苗
財務大臣	麻生太郎
経済産業大臣	宮沢洋一
国土交通大臣	太田昭宏
環境大臣	望月義夫